

## 地域密着型サービスの概要について

### 1 地域密着型サービスの概要

- ・ 住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として創設。(平成18年4月改正)
- ・ 市町村がサービス事業者の指定権限を有する。
- ・ 原則として、当該市町村の被保険者のみがサービス利用可能。  
(当該市町村長の同意があれば、他市町村の被保険者も利用可能)
- ・ 市町村が、サービス事業者を指定するにあたっては、関係者の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

### 2 サービスの種類

サービス種類	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、居宅において、介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うとともに、看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービス(訪問看護事業所と連携して実施する方法もある。)
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、居宅において、介護福祉士等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うサービス
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	認知症であるものについて、老人福祉法に規定する施設又は老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等及び機能訓練を行うサービス (形態) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単独型：特別養護老人ホーム等に併設されていない事業所 (定員：単位ごとに12人以下)</li> <li>・ 併設型：特別養護老人ホーム等に併設されている事業所 (定員：単位ごとに12人以下)</li> <li>・ 共用型：グループホーム、地域密着型特定施設又は地域密着型介護老人福祉施設の居間や食堂においてその施設の利用者とともに行うもの (定員：グループホーム：ユニットごとに3人以下 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：ユニットごとにユニットの入居者と合わせて12人以下 その他の施設：1施設ごとに3人以下)</li> </ul>

サービス種類	概要
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況、置かれている環境等に応じて、選択に基づき、居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等及び機能訓練を行うサービス (形態) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体事業所                (定員：登録 29 人以下、通い 15 人以下※、宿泊 9 人以下)                ※登録定員が 26 人以上 29 人以下の場合 18 人以下</li> <li>・ サテライト事業所                (定員：登録 18 人以下、通い 12 人以下、宿泊 6 人以下)</li> </ul>
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症であるものについて、共同生活住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス(予防給付は、要支援 2 のみ対象) (形態) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I 型 (定員：9 人以下)</li> <li>・ II 型 (定員：18 人以下)</li> </ul>
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等であって、入居者が要介護者、配偶者等に限られるもの(「介護専用型特定施設」)のうち、入居定員が 29 人以下であるサービス
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が 29 人以下であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とするサービス
看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を組み合わせるサービス (形態) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体事業所                (定員：登録 29 人以下、通い 15 人以下※、宿泊 9 人以下)                ※登録定員が 26 人以上 29 人以下の場合 18 人以下</li> <li>・ サテライト事業所                (定員：登録 18 人以下、通い 12 人以下、宿泊 6 人以下)</li> </ul>
地域密着型通所介護	日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス
共生型地域密着型通所介護	障害児・者が 65 歳になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくし、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、高齢者や障害児・者が共に利用できるサービス